



まちのお知らせ



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryu/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧いただけます —



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai



Jアラート（例）直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、または地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合

近くの建物の中か
地下に避難。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物がない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。



●屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

町内にある緊急一時避難施設（岐阜県指定）

- | | | |
|----------|--------------|---------------|
| 1 大野小学校 | 2 北小学校 | 3 東小学校 |
| 4 西小学校 | 5 中小学校 | 6 南小学校 |
| 7 大野中学校 | 8 揖東中学校 | 9 西こども園 |
| 10 南こども園 | 11 役場・福祉センター | 12 総合町民センター |
| 13 武道館 | 14 第1公民館 | 15 第2公民館 |
| 16 第3公民館 | 17 第4公民館 | 18 第5公民館 |
| 19 第6公民館 | 20 中央公民館 | 21 西濃環境保全センター |

緊急一時避難施設まで距離がある場合は、近くの堅ろうな建物でも構いません。また、屋内にいる場合は、無理に緊急一時避難施設に行ってください必要はありません。

（注）緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効なコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下駅舎、地下、地下道等）を指定しているものです。

問合せ先 総務課 ☎ 35-5364

防災行政無線をメール・アプリ・LINEで受信できます

「情報発信おおの」は、町の情報をスマートフォンで受け取れる町公式情報アプリです。発信される最新のお知らせを見逃すことなくチェックできます。

◎防災行政無線をアプリやLINEで受信

各種町からのお知らせもアプリやLINEで受信できます。

◎いざという時に備える機能

防災マップや各種防災関連サイトの閲覧ができます。

問合せ先 総務課 ☎ 35-5364

11 住み続けられるまちづくりを





まちのお知らせ



タウンミーティングを開催します

地域の皆さんと、協働によるまちづくりを推進するため、タウンミーティングを開催します。日程および場所は次のとおりです。皆さんのご来場をお待ちしています。

地区	期日	場所	地区	期日	場所
第1区	7月19日(水)	第1公民館	第4区	7月27日(木)	第4公民館
第2区	21日(金)	第2公民館	第5区	8月1日(火)	第5公民館
第3区	25日(火)	第3公民館	第6区	3日(木)	第6公民館

◎時間 午後7時30分～8時30分

問合せ先 総務課 ☎ 35-3564

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援のため、生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・その他世帯分）の支給を実施しています。

◎給付額 対象児童1人あたり、一律5万円

◎支給対象者

平成17年4月2日以降（※特別児童扶養手当の認定を受けている児童の場合は平成15年4月2日以降）令和6年2月29日までに生まれた児童を養育する父母等で、次の①～⑥のいずれかに該当する人。

〈ひとり親世帯分〉

支給対象者	申請	支給時期
①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人	不要	5月末支給済み
②公的年金等を受けていることで、児童扶養手当の支給を受けおらず、収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人	必要	随時申請を受付けています。 ※詳細は町ホームページを確認してください。
③物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人 【注意】 自己都合等による退職により収入が減少した人は対象外です	必要	

〈その他世帯分〉

支給対象者	申請	支給時期
④令和4年度に実施した「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を大野町から受給した人	不要	5月末支給済み
⑤令和5年度の住民税均等割が非課税の人 【注意】 支給対象者①、④で既に受給した人は令和5年度の住民税均等割が非課税でも申請できません	必要	随時申請を受付けています。 ※詳細は町ホームページを確認してください。 ※毎月月末までに申請されたものは（書類不備を除く）翌月25日に、振込み予定です。
⑥物価高騰の影響を受けて収入が減少し、令和5年1月以降の収入が住民税非課税相当となった人 【注意】 自己都合等による退職により収入が減少した人は対象外です	必要	

※ ひとり親世帯分①～③については、県より支給されます。

※ 特別給付金において、ひとり親世帯分と、その他世帯分の両方を支給することはできません。

※ 申請用紙等は、子育て支援課窓口にてお渡ししています。

◎申請期限 令和6年2月29日(木)

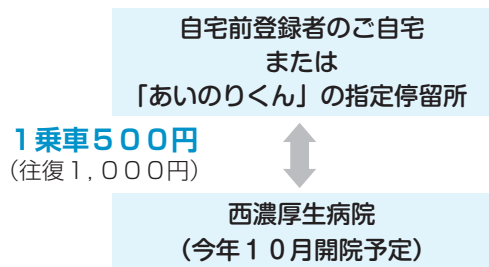
給付金に関して、質問や不明な点がありましたら、次まで連絡してください。

問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370

「あいのりくんプラス（揖斐厚生病院直行便）」 の行先が変わります



現行の、大野デマンドタクシー「あいのりくん」の自宅前登録証をお持ちの人を対象に、自宅から揖斐厚生病院までのタクシー料金の一部を補助する「あいのりくんプラス（揖斐厚生病院直行便）」事業は、今年10月に大野町内（下磯）に西濃厚生病院が開院することに伴い、行先を西濃厚生病院に変更して事業を継続します。



- ※途中下車、寄り道はできません。
- ※西濃厚生病院の開院後は揖斐厚生病院へは「あいのりくんプラス」では行けなくなります。
- ※利用方法についてはこれまでと変わりません（行先と金額の変更のみ）。
- ※「あいのりくんプラス」を利用される場合は事前に自宅前登録（要件有）が必要となりますので、次まで申請してください。

◎対象者

大野デマンドタクシー「あいのりくん」の『自宅前利用者登録証』をお持ちの人

◎利用日・時間帯

月～金曜日（土・日・祝日および年末年始は除く）

◎乗降場所

①登録者の自宅前、②指定停留所、③西濃厚生病院

◎予約受付

希望日の1週間前～当日の30分前まで

◎利用者負担額

1乗車 500円（往復 1,000円）

※付き添いとして、『自宅前利用者登録証』を持っていない人の同乗も可能です。

※乗車定員内なら何人乗っても1台あたり500円です。

◎対象車両

タクシー車両（乗車定員4人）

※デマンドタクシー「あいのりくん」の黄色のワンボックス車両ではありません。

◎運行主体

揖斐タクシー株式会社

申請・問合せ先 政策財政課 ☎ 35-5363

町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！
静かな環境で全室日当たり良好！
商業施設も近くて便利！

団地名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2階～4階部分	
募集戸数	若干数（2DK・3DK）	
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料	2DK 43,000円/月 3DK 52,000円/月（いずれも駐車場1台、2㎡の物置を含む）
	敷金	家賃の3カ月分
入居資格 （全てに該当すること）	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り
		・ 昨年の1カ月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む） ・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること ・ 現に同居し、または同居しようとする親族があること ・ 現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと ・ その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※ 1カ月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。

◇入居決定／応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376 ※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。



まちのお知らせ



『大野の太鼓判』として自慢の商品を町ぐるみでPRしてみませんか？

大野の太鼓判 第11回公募のご案内

◎「大野の太鼓判」の認定を受けると

- ・「大野の太鼓判」認定ロゴマークを商品に使用することができます。
- ・町広報紙やホームページ、無料雑誌等へ掲載し、商品のPRができます。
- ・町が主催、共催または参加する物産展等へ優先的に出店することができます。
- ・町が全面的にバックアップし、商品のトップセールスができます。
- ・事業所の要望等に、各委員が可能な限りアドバイスします。



◎**対象商品** 町内で開発もしくは生産された商品、または町内で産出された農林水産物およびその加工品

◎**応募資格** 町内に主たる事業所、住所を有する個人および法人またはそれらの者で構成された団体

◎**応募件数** 1事業者あたり3点まで

◎**募集期間** 7月3日(月)～8月31日(木) ※土・日・祝日は除く

◎**スケジュール** 1次審査 10月 2次審査 11月

◎**応募方法** 「大野の太鼓判認定申請書」に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えてまちづくり推進課に提出してください。応募の際は、「大野の太鼓判公募要領」を確認してください。申請書および公募要領は、まちづくり推進課窓口備付けまたは、町ホームページ(「大野の太鼓判」と検索)からダウンロード可。

問合せ先 まちづくり推進課 ☎ 35-5374

令和5年度 大野町まちづくり特産品開発促進事業(二次募集) ～町の特色を活かした土産品・調理品をつくりませんか～

地域の活性化や地場産業の振興を図るため、町の魅力の発信につながる特産品の開発を進める事業者等に対し、費用の一部を補助します。

特産品とは、町の魅力に発信につながるもので、次のいずれかの要件を満たすものです。

- ・町内において生産されたもの。
- ・原材料の主要な部分が町内で生産されたもの。
- ・製造・加工その他の工程のうち、主要な部分を町内で行っているもの。

◎事業の内容

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に主たる事業所を置く法人または個人事業者 ・町内に住所を有する人により組織され、町内で活動し、代表者、会則、名簿等を有する団体 	
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を継続できると認められる事業実績または見込みがあること ・法人または個人事業者および団体の代表者の町税等の未納がないこと 	
補助対象事業	町の特色を活かした特産品となる土産品、地域の食材を使用した調理品等を新たに開発し、または既存の商品の改良を行い販売する事業で、次の要件を満たすもの ①販売が見込まれるもの。 ②品質に優れ、その品質を保ちながら生産されることが見込まれるもの。 ③将来において町の特産品として定着が期待されるもの。	
補助の内容	補助金の額 ・補助対象経費の2分の1以内 (上限20万円) ※補助金の交付は1事業あたり1回限り。ただし、予算に限りがあるため、上限額の20万円に満たないことがあります。	補助対象経費 ・特産品を新たに開発し、または改良に要する経費 ・品質検査の経費および栄養成分の分析等に要する経費 ・登録商標等に要する経費 ・商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費 ・特産品の宣伝商材(PR写真、動画等)製作に要する経費
審査方法	大野町まちづくり特産品開発促進事業審査委員会が、申請のあった補助対象事業の適否等を審査します。※補助金交付決定は9月(予定)	
募集期間	7月3日(月)～31日(月) ※土・日・祝日は除く	

※申請書など必要書類は町ホームページからダウンロード可。

問合せ先 まちづくり推進課 ☎ 35-5374

固定資産税の適正な課税のため確認をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準日として課税されます。所有している固定資産に関して次のような変更がある場合は、税務課まで連絡してください。



◎固定資産そのもの変更

- ・登記をしていない建物を新築または増築した場合（税務課による家屋評価が行われていないもの）
- ・登記をしていない建物の全部または一部を取り壊した場合
- ・建物の全部または一部の用途変更をした場合（例：事務所を居宅に変更した等）
- ・住宅用地認定にかかる住宅の数が変更になった場合
- ・土地の用途を変更した場合（例：住宅を取り壊して貸し駐車場に変更した等）

※登記がある家屋で、法務局で登記申請や滅失登記などがすでに済んでいる場合には、役場への届出は不要です。ただし、滅失登記が翌年にわたる場合には、連絡してください。

◎所有者の変更

- ・所有者または納税義務者が死亡し、税務課での相続代表人指定届出書提出等の手続きを行っていない場合
- ・登記をしていない建物の所有者を変更する場合
- ・町外在住の納税義務者で住所の変更がある場合

ほか

※登記がある家屋で、法務局で所有権移転登記などがすでに済んでいる場合には、役場への届出は不要です。

家屋評価について

家屋評価は、固定資産税の基となる評価額を算出するため、新築または増築した家屋を対象に行われるものです。



令和6年度分以降の固定資産税賦課のため、7月から12月中に税務課職員が家屋評価に伺います。対象者には、事前に連絡をしますのでご協力をお願いします。

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367

町税の納期内納付に協力してください

皆さんの生活を支える貴重な財源である町税は、納期内の自主納付を原則としています。納税者一人ひとりが意識を持って納期限を守ることが大切です。

納期限を過ぎても納付がない場合は、納期内納税者との「公平性」を保つため、督促状、文書催告などによる納税の催告、法令に基づく財産の差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。

◎滞納処分に関するQ&A

Q1 納期限を過ぎてしまいました。そのまま放置していたらどうなりますか？

A1 納期限を過ぎると、督促状を送付します。法律では「督促状を送付し、10日経過しても納付がない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならない」と定められています。期限までに納付できない事情がある場合は、放置せず速やかに相談してください。

Q2 滞納金額が少なくても財産の差し押さえをされますか？

A2 差し押さえ（滞納処分）は、滞納金額に関係なく行います。昨年は、預貯金や給与などの差し押さえを執行しました。

Q3 勤務先への給与照会などの財産調査や差し押さえなどの滞納処分は、事前に予告がありますか？

A3 財産調査や滞納処分は法律に定められた調査および処分です。事前の予告や本人の承諾は必要としません。

納期内納付が困難な場合は、税務課に相談してください

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な場合は、納期内に税務課まで相談してください。生活状況や収支を確認のうえ、分割納付など徴収の猶予を行うことができます。ただし、虚偽の申し出や連絡なく納付計画を守られない場合は、滞納処分の対象となります。

滞納税には、延滞金が増加されるなどの経済的な不利益だけでなく、滞納処分の際に行う勤務先への給与調査などの財産調査により社会的な信用も失うことになる恐れがあります。

事情により納期内納付が困難な場合は、放置せず、必ず税務課まで相談してください。

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367



後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険証（被保険者証）を更新します（保険証は1人に1枚交付されます）

《7月31日まで・薄い青色》

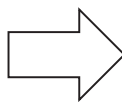
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和5年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限		
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	令和5年7月31日		
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地		
氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割	保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合	<input type="checkbox"/>	

《8月1日から・薄い赤色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和6年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限		
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	令和6年7月31日		
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地		
氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割	保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合	<input type="checkbox"/>	



後期高齢者医療の保険証は町内に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた人に交付されます。現在の保険証の有効期限は令和5年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証を使用してください。新しい保険証は薄い赤色に変わります。古い保険証を処分される時は、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分に注意してください。

◎令和5年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和5年度の保険料は、令和4年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた人には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、確認してください。

《保険料額について》

令和5年度の保険料額は、次のア、イの合計額になります（ただし、上限66万円）。

ア：均等割額（被保険者一人あたり46,023円）

イ：所得割額（※被保険者の所得×所得割率8.90%） ※ {総所得金額等－43万円（基礎控除額）}

◎保険料の軽減措置について

①保険料「均等割額」の軽減

保険料の均等割額は、世帯の所得によって次の表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和4年中の総所得金額等 ^{*1} の合計額
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等 ^{*2} の数-1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等 ^{*2} の数-1)+29万円×被保険者数以下
2割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等 ^{*2} の数-1)+53.5万円×被保険者数以下

※1 軽減の基準となる「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある人(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得がある人(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える人または65歳未満で60万円を超える人)。

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、7割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の人のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険^{*}の被扶養者であった人の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担がありません。均等割額は、制度に加入後2年経過するまでの間に限り、5割軽減となります。ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ、健康保険組合、船員保険および共済組合の公的医療保険の総称。国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

◎保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

①年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。なお、特別徴収の人は、口座振替（普通徴収）によるお支払いに変更できます。

②口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収の条件を満たさない人は、町から送付される納付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただきます。

◎普通徴収の人には口座振替登録をおすすめしています

保険料の支払いについては口座振替登録をおすすめしています。口座振替登録には次のメリットがあります。

- ①毎月の支払期限までに金融機関に行って納付書で支払いをする必要がなくなります。
- ②保険料が登録口座から引き落とされるため保険料の支払い忘れがなくなります。
- ③年金から保険料の支払いをしている人については、特別徴収が中止となった場合（保険料が増加し、年金から天引きできなくなった場合など）、口座振替に自動で切り替わるため保険料の支払い忘れがなくなります。

お手続き方法などについては、住民課に問合せしてください。

◎保険料の納付が難しいとき

住民課では、保険料の納付に関する相談を受付しています。失業や災害などで納付が困難な場合はお早めに相談してください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

◎確定申告期限後に申告された人へ

確定申告期限後に申告等をされた人は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は確定申告期限までの情報等に基づく保険証や保険料額の決定通知書をお送りし、後日、申告等内容をふまえた再判定を行い、変更があった場合は、保険証や決定通知書を送り直します。この場合、特別徴収（年金からの天引）であった人が、普通徴収（納付書納付や口座納付）に切り替わることがあります。

◎医療費の窓口負担が2割負担の人の配慮措置について

令和4年10月1日～令和7年9月30日までは、2割負担の施行による負担増額が**1カ月最大3,000円まで**に抑えられます（外来医療のみで入院の医療費は対象外）。

配慮措置が適用される場合は、高額療養費として登録されている口座に払い戻します。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

この制度は、事前に登録した人の住民票の写し等が交付された事実を、本人に通知するものです。不正請求および不正取得による個人の権利の侵害抑止・防止を目的としています。

◎登録対象者 大野町の住民基本台帳または戸籍に記載されている人

◎登録期間 登録した日から3年間

※継続を希望する場合は、満了日の1カ月前から更新手続きの受付可。

◎登録申込 運転免許証・マイナンバーカード（個人番号カード）等の本人確認書類を持参のうえ、申込書に必要事項を記入してください。

◎通知の対象となる場合 代理人や第三者に戸籍謄本や住民票の写し等が交付されたときに通知します。ただし、弁護士・司法書士等の特定事務受任者の紛争処理、国や地方公共団体からの請求等は除きます。

※登録をされると、コンビニで住民票等をお求めいただける「コンビニ交付」の利用ができません。

住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度

この制度は、住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人にその事実をお知らせすることにより、不正取得による個人の権利または利益の侵害を防止し、不正取得の抑止を図ることを目的としています。

◎お知らせする場合

- ・住民票の写し等を取得した第三者が、不正取得者であることが明らかになった場合
- ・国または県の通知により、特定事務受任者が、職務上請求用紙を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

◎お知らせの対象となる証明書

住民票の写し、戸籍の附票の写しおよび戸籍謄抄本等

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368